午後２時５５分再開

議　　長（川野盛幸君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

――

議　　長（川野盛幸君）　三好徹明君に申し上げます。

質疑に当たっては、関連性があるにしても本議題内に直接関係するものに対して発言するように心がけることを注意いたします。また、質疑は簡単明瞭にお願いを申し上げます。

議　　長（川野盛幸君）　暫時休憩いたします。

午後２時５６分休憩

――

午後２時５８分再開

議　　長（川野盛幸君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

――

議　　長（川野盛幸君）　政策課長。

（政策課長　小島保治君登壇）

政策課長（小島保治君）　三好議員のご質問にお答えをさせていただきます。

花の交流館の有料入場者数についてでございますが、４月のオープン以来４月が７４４人、５月が２，６１３人、６月が８６９人、７月が６１０人、８月が７１６人ということでございます。それから、花館全体の計画者数と入場者実績ということでございますけれども、これは１年間トータルで見ておりますので現在の段階で申し上げるのはどうかとは思いますけれども、現在の数でまいりますと約４０％程度ではないかというふうに思っております。

以上で答弁とさせていただきます。

議　　長（川野盛幸君）　三好徹明君。

１　　番（三好徹明君）　先ほど簡潔にということなので、簡潔にこれで終りにしたいと思います。

メイン設備である花の交流館の６、７、８月の入場者数を皆さん頭に入れていただいて計算していただければどのような状態かというのが我々でも推測できると思います。

以上で質問を終わります。

議　　長（川野盛幸君）　他にご質疑願います。

茂木光雄君。

９　　番（茂木光雄君）　２点ほど質問をさせていただきます。

まず、５３ページですが、先ほどの金子議員とちょっと重複する面があると思いますが、公民館の運営事業における補正予算なのですが、次のページをめくっていただきますと美土里公民館の冷暖房工事ということで９８０万円ほどの工事費が出ておりますけれども、

美土里公民館においてはたしか１１年度の予算の中で駐車場の工事で３５０万円ほどの予算が上がっていると思います。今回この補正の中で緊急を要する事態という形で解釈できるのかと思いますが、冷暖房工事の緊急性と今後公民館のこういった空調関係の対応といいますか、そういったものが多分この中に潜んでいるのではないかと思いますが、その辺についてまず１点お聞かせ願いたいと思います。

もう１点は、先ほどのららん藤岡の看板のことについてですが、先ほど中野部長より私の６月の一般質問の中から緊急性について茂木議員のそういった提案を採用したということで、非常に私にしてみますとららん藤岡の入場者数を考えたときにやはりＰＲ並びに広告関係については、まず緊急に見たり聞いたりするものは目に触れることによったり自分の頭の中に入ることによって、やはりそれが繰り返し繰り返しその効果はさらに一層認められるのではないか。ですから、予算上の緊急というよりも、やはりまず先に今後のららんの入場者を考えたときにはこういった看板を早急に設置して広くＰＲをし、その効果についてはその後の担当部署において綿密な調査をした上でさらに入場者の増加を見込むような措置をとるのが、今、藤岡のこういった状況を考えたときに一番必要ではないかと思います。

ですから、今回私がどうしてもやっていただきたいというのは、今お客の約３０％が高速道路からの立ち寄り者という統計が８月１１日の商工会議所のデータを見ても出ております。こういった面を考えたときに、展示内容とか、今、三好議員からも問題がありましたけれども、花の交流館の集客力が弱まる。それがさらに物すごい打撃を受けないためにもなるべく看板については１１月の末から遅くとも１２月の頭には完成できるような特段の配慮をもって強力に市の方としては進めていただきたいということで、もしこの補正が成立しましたら工事の時期についてはいつになるのか。また、イメージをアップさせるためには、今後当局の方としてどういうふうに考えて、より効果的な４，６００万円に見合うものをやっていただけるのか明確な答弁をお願いして、質問といたします。

議　　長（川野盛幸君）　教育部長。

（教育部長　斎藤稔一君登壇）

教育部長（斎藤稔一君）　茂木議員のご質問にお答えをさせていただきます。

１点目の年度当初予算の中で計上されております公民館の舗装関係の工事費は、今回補正するものとは全く関係はございません。といいますのは、舗装工事につきましては、美土里公民館西側の市道の拡幅改良等に伴いまして発生した駐車場の舗装でございます。ちなみに、今回補正でお願いをすることになりました美土里公民館の冷暖房施設の関係ですが、ご案内のように美土里公民館は昭和５４年に建設されております。建設後２１年を経過しておる老朽化した冷暖房施設ということが言えるかと思います。たまたま本年１月３

０日に故障が発生しましていろいろ見識を持った関係者に調査をしていただきましたが、まず暖房機については新たに設置をしないと無理であろうということであったわけですが、予備費等で充当することで工事を考えてもみましたが、とりあえずは市内の学校等のストーブを緊急に使うということで、その冬は乗り切れたわけでございます。

また、当然夏が来るということで夏についてはどうかということでただしたわけですけれども、その時点においては冷房についてはまだ何とかもつだろうということで予備費の充当は避け、補正予算ということで考えたわけです。いずれにしましても、やがて冬が近々まいりますので、何としてもこの際補正をいただいて市民に不便をかけることなく万全な体制を敷いていきたいということで補正をいたしたわけです。よろしくお願いいたします。

議　　長（川野盛幸君）　経済部長。

（経済部長　中野秀雄君登壇）

経済部長（中野秀雄君）　茂木議員の工事の時期と誘導サインの効果についてというご質問だと思います。まず、この予算が議員の皆様方のご理解によって本日成立させていただくとしましても、この後委託のもとになる設計をし、それができた段階で起工を起こし、それから指名委員会による業者の指名、その後金額から見て閲覧期間が１０日ぐらい必要かというふうに考えておりますので、入札をするのはまだ１ヵ月以上かかるのではなかろうかというふうに考えております。それにいたしましても、議員がおっしゃるとおりなるべく早目の入札をして、また機材等もそろえなくてはなりませんので、年内にできればいいとは思いますが、事務段階といたしましてもなるべく早期な完成を目指して頑張りたいというふうに考えております。

それから、茂木議員がおっしゃるとおり次々に入ってくる目からの効果というものは、非常に大きなものがあるわけでございますので、説明会でもお話し申し上げましたとおり、もし議員のご理解がいただけますれば来年度の当初予算に新たな関越道への看板につきまして計画してまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

議　　長（川野盛幸君）　他にご質疑願います。

（「なし」の声あり）

議　　長（川野盛幸君）　お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議　　長（川野盛幸君）　ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第５３号については、会議規則第３７条第２項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議　　長（川野盛幸君）　ご異議なしと認めます。よって、議案第５３号については委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

三好徹明君。

（１番　三好徹明君登壇）

１　　番（三好徹明君）　議案第５３号平成１２年度藤岡市一般会計補正予算について、賛成討論をいたします。

ですが、先ほど私が質疑の中で行いました商工費、看板設置工事のことにつきましては反対であります。これは、先ほどからの質疑応答の中でまだ本設計が行なわれていない、十分に精査されていない、こういう段階での予算措置に対しては私は反対であります。明らかな根拠、明確な説明があれば私もこのららん藤岡の看板等の設置に対しては賛成でありますが、この９月議会に上程する緊急性はなしと私は思いますので、精査して１２月の議会で諮っていただきたい。

以上であります。

議　　長（川野盛幸君）　他に討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議　　長（川野盛幸君）　討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第５３号平成１２年度藤岡市一般会計補正予算（第１号）、本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議　　長（川野盛幸君）　起立全員であります。よって、議案第５３号は原案のとおり可決されました。

――――――――――――――――――――――――――――――――――――

第１３　議案第５４号　平成１２年度藤岡市国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第１号）

議案第５５号　平成１２年度藤岡市老人保健特別会計補正予算・第１号・

議　　長（川野盛幸君）　日程第１３、議案第５４号平成１２年度藤岡市国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第１号）、議案第５５号平成１２年度藤岡市老人保健特別会計補正予算（第１号）、以上２件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。　市民生活部長の登壇を願います。

（市民生活部長　塚越正夫君登壇）

市民生活部長（塚越正夫君）　議案第５４号平成１２年度藤岡市国民健康保険事業勘定特別会計補正

予算（第１号）についてご説明申し上げます。

今回の補正は、第１条に示したとおり、歳入歳出それぞれ７５６万１，０００円を追加し、総額３８億９，４３９万円とするものであります。当初予算と比較しますと、今回の補正を含め０．２％の伸びとなっております。

次に、事項別明細について歳出からご説明申し上げます。第１款総務費の徴税費で７５６万１，０００円を追加するものであります。

続きまして、今回の補正財源となります歳入についてご説明申し上げます。第２款国庫支出金の国庫補助金で７５６万１，０００円を追加するものであります。

続きまして、議案第５５号平成１２年度藤岡市老人保健特別会計補正予算（第１号）についてご説明申し上げます。今回の補正は、第１条に示したとおり歳入歳出それぞれ７，０４５万９，０００円を追加し、総額４２億２，５４６万円とするものであります。当初予算と比較しますと、今回の補正を含め１．７％の伸びとなっております。

次に、事項別明細について歳出からご説明申し上げます。第３款諸支出金の償還金及び繰出金で７，０４５万９，０００円を追加するものであります。

続きまして、今回の補正財源となります歳入についてご説明申し上げます。第１款支払基金交付金では、支払基金交付金で１，４５５万５，０００円を追加、第２款国庫支出金では国庫負担金で４，６３３万９，０００円を追加、第３款県支出金では県負担金で４１９万２，０００円を追加、第５款繰越金では繰越金で５３７万３，０００円を追加するものであります。

以上が説明の要旨であります。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議　　長（川野盛幸君）　提案理由の説明が終わりました。

議案第５４号平成１２年度藤岡市国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第１号）、これより質疑に入ります。ご質疑願います。

（「なし」の声あり）

議　　長（川野盛幸君）　お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議　　長（川野盛幸君）　ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第５４号については、会議規則第３７条第２項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議　　長（川野盛幸君）　ご異議なしと認めます。よって、議案第５４号については委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議　　長（川野盛幸君）　討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第５４号平成１２年度藤岡市国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第１号)、本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議　　長（川野盛幸君）　起立全員であります。よって、議案第５４号は原案のとおり可決されました。

議案第５５号平成１２年度藤岡市老人保健特別会計補正予算（第１号)、これより質疑に入ります。ご質疑願います。

（「なし」の声あり）

議　　長（川野盛幸君）　お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議　　長（川野盛幸君）　ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第５５号については、会議規則第３７条第２項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議　　長（川野盛幸君）　ご異議なしと認めます。よって、議案第５５号については委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議　　長（川野盛幸君）　討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第５５号平成１２年度藤岡市老人保健特別会計補正予算（第１号)、本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議　　長（川野盛幸君）　起立全員であります。よって、議案第５５号は原案のとおり可決されました。

――――――――――――――――――――――――――――――――――――――

第１４　議案第５６号　平成１２年度藤岡市下水道事業特別会計補正予算（第１

号）

議　　長（川野盛幸君）　日程第１４、議案第５６号平成１２年度藤岡市下水道事業特別会計補正予算（第１号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。都市建設部長の登壇を願います。

（都市建設部長　須川良一君登壇）

都市建設部長（須川良一君）　議案第５６号平成１２年度藤岡市下水道事業特別会計補正予算（第１号）についてご説明申し上げます。

今回の補正は、第１条で示したとおり、歳入歳出それぞれ６，００４万１，０００円を追加し、総額を１０億２，０３２万１，０００円とするものであります。当初予算に比較しますと、今回の補正を含め６．３％の増であります。

次に、第２条地方債の補正でありますが、公共下水道事業の事業費の変更に伴うものでございます。

次に、事項別明細について、歳出からご説明申し上げます。第１款の公共下水道費では、第１目の公共下水道維持管理費の賃金等で１６２万８，０００円、第２目の公共下水道建設費の委託料及び工事請負費等で５，８４１万３，０００円を追加するものであります。

続きまして、今回の補正財源となります歳入の説明を申し上げます。第３款の国庫支出金では３，６２１万３，０００円を追加、第５款繰入金では９９２万６，０００円を減額、第６款の繰越金では４５５万４，０００円、第８款の市債では２，９２０万円をそれぞれ追加するものであります。

以上、提案説明とさせていただきます。慎重審議の上、ご決定くださるようお願い申し上げます。

議　　長（川野盛幸君）　提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑願います。

（「なし」の声あり）

議　　長（川野盛幸君）　お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議　　長（川野盛幸君）　ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第５６号については、会議規則第３７条第２項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議　　長（川野盛幸君）　ご異議なしと認めます。よって、議案第５６号については委員会付託を省

略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議　　長（川野盛幸君）　討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第５６号平成１２年度藤岡市下水道事業特別会計補正予算（第１号)、本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議　　長（川野盛幸君）　起立全員であります。よって、議案第５６号は原案のとおり可決されました。

――

動　議　の　提　出

（「議長」の声あり）

議　　長（川野盛幸君）　青柳正敏君。

１４番（青柳正敏君）　青木寛藤岡市議会副議長不信任動議であります。

（「賛成」の声あり）

議　　長（川野盛幸君）　ただいま青柳正敏君から副議長青木寛君の不信任の動議が提出され、所定の賛成者がありますので、動議は成立いたしました。

地方自治法第１１７条の規定により、副議長青木寛君の退席を願います。

（副議長　青木　寛君退場）

――

日程の追加について

議　　長（川野盛幸君）　お諮りいたします。本動議を日程に追加し、直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議　　長（川野盛幸君）　ご異議なしと認めます。よって、副議長青木寛君不信任の動議を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

――

青木寛副議長不信任の動議

議　　長（川野盛幸君）　提出者の説明を求めます。青柳正敏君の登壇を願います。

（１４番　青柳正敏君登壇）

１４番（青柳正敏君）　青木寛藤岡市議会副議長不信任動議の提案説明をいたします。

平成９年藤岡市議会が起こした不祥事が発覚し、全国民から侮蔑され藤岡市民は藤岡市民であることも隠さなければならないような何とも情けなく恥ずかしい思いをし、憤懣や

る方ない感情を抱き、市民は藤岡市議会に激怒し、藤岡市出身者にも大変な迷惑をおかけしたわけです。その際行なわれた補欠選挙に立候補した１３人は、法を犯した市議会議員への憤りの中、議会の正常化を訴えて挑戦したものです。議席を得た８人は不祥事を怒って出たにもかかわらず、不祥事のしりぬぐいとも言える１年間１０％の減俸をも甘んじて受けてきました。議会の信頼回復を期するため二つの特別委員会を設置し、再発防止と信頼回復に取り組んできたものです。

議会は、議会改革の一つとして、藤岡市議会議員政治倫理規程を全員一致でつくり、第１条では市民全体の奉仕者であることの自覚に立ち、議員として遵守すべき事項を定めることにより議会の品位と名誉を保持し市民の信頼にこたえ、市議会の浄化と民主的な市政の発展に寄与すること等を目的の中でうたって、議会自ら失われた信頼回復に努めてまいりました。

青木寛議員においては、平成１２年５月２８日、藤岡市並びに財団法人藤岡市文化振興事業団主催の研ナオココンサートに協賛し、研ナオココンサートの広告宣伝チラシに青木製畳の名を掲載させたのは間違いのない事実であります。この行為は、公職選挙法第１９９条３項に抵触するものと思われます。公職選挙法第１９９条３項は、公職の候補者等の関係会社等の寄附の禁止をうたったものであります。

条文を読み上げます。第１９９条３項、公職の候補者または公職の候補者となろうとする者（公職にある者を含む）が、その役職員または構成員である会社その他の法人または団体は、当該選挙区（選挙区がないときは選挙の行なわれる区域）内にある者に対し、いかなる名義をもってするを問わず、これらの者の氏名を表示し、またはこれらの者の氏名が類推されるような方法で寄附をしてはならないと記載され、注として本条は候補者等が所属する会社等が政党やその他の政治団体等に対して行う場合を除き、当該選挙に関するか否かにかかわらず、その選挙区内にある者に対して候補者等の氏名を用い、またはその氏名の類推されるような方法で寄附をすることを禁止したものである。候補者等が直接行う寄附と何ら変わらないからであるとあり、候補者等の氏名が類推されるような方法についても述べられております。候補者の氏名または名等が直接に含まれている場合を言い、単にその職名（候補者の氏名または名を含まない）を表示する方法は差し支えないと記載されております。

私は、去る３月２１日、みかぼみらい館で開催の財団法人藤岡市文化振興事業団評議員会出席の折、関係書類とともに同封されていた形で研ナオココンサートのチラシを入手したものであります。みかぼみらい館友の会会員６９１名には、既に発送済みとのことであります。このことは、明らかに公職選挙法第１９９条３項に抵触していると思われます。青木議員が公職選挙法に抵触していると思われる以上、藤岡市議会副議長の職にあるのは

議会としては決して好ましい状態ではありません。青木議員は、この問題で休会中の議場において陳謝しております。９月１日の読売新聞群馬版に「お騒がせして申しわけない」との陳謝記事が載りましたが、議会がこれを黙認していったとしたら藤岡市議会においては法に抵触する恐れがある行為も陳謝すれば容認してもらえるということになり、これでは法律を遵守すべき藤岡市議会は法を恐れぬ議会となり、議員が法を犯して全国民から笑われた３年数ヵ月前と何ら変わらぬ議会となってしまうのではないかとの不安を抱かずにはおられません。青木議員は、副議長職を速やかに辞職すべきであります。藤岡市議会が法律を遵守する議会か、法律に抵触する恐れがあり、休会中の本会議場で陳謝した議員を副議長として容認するかの重大な意味のある副議長不信任動議であります。

９月２日に太田市議会の不祥事が新聞に掲載されましたが、太田市議会は行政視察調査検討委員会を速やかに設置し、辞職勧告と任期中の市政調査費辞退の二通りの罰則を議長に答申しましたが、公明クラブ議員はこの答申書が出されるより先に議員辞職願を提出し辞職をしておりますが、藤岡市議会は政治倫理審査会設置申し立てが受理されているにもかかわらず、この倫理審査会設置もできず今日に至っております。議員各位におかれましては、法を遵守する藤岡市議会を確立するか否かの極めて簡単明瞭な表決であります。藤岡市議会の常識を問われる青木寛藤岡市議会副議長不信任動議でありますので、議員各位の勇気を喚起し、提案説明といたします。

議　　長（川野盛幸君）　説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑願います。

（「なし」の声あり）

議　　長（川野盛幸君）　お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議　　長（川野盛幸君）　ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

三好徹明君。

（１番　三好徹明君登壇）

１　　番（三好徹明君）　青木副議長の不信任の賛成討論をいたします。

議員の皆様もご存知のとおり、青木寛副議長は今年５月２８日みかぼみらい館で開かれた研ナオココンサートに協賛金を支払い、有限会社青木製畳の名でポスターに掲載されました。これが当時の掲載された研ナオコショーのポスターであります。公職選挙法１９９条３項、公職の候補者等の関係会社等の寄附の禁止に抵触の恐れがあるとして、今年３月３１日藤岡市選挙管理委員会瀧日出雄委員長から注意をされました。藤岡市議会議員政治

倫理規程第３条６号、議員は政治的道義的批判を受ける恐れのある寄附を企業、団体、個人等から受けてはならないこと。また、行わないことに抵触するのは明らかであります。３年数ヵ月前に藤岡市が全国の笑い者になった市議会贈収賄事件の反省から、議会が新しく出直すための議員自らを厳しく律する政治倫理規程を当時６ヵ月の時間をかけて策定しました。補欠選挙で議会浄化を訴えて当選された青木議員も当然この規程に賛同したはずです。議会の品位と名誉を保持し、もって市民の信頼にこたえ、市議会の浄化と民主的な市政の発展に寄与することを目的とすると藤岡市政治倫理規程第１条、目的に高らかにうたわれております。

この政治倫理規程が誕生する契機になった口止め汚職事件の補欠選挙に青木議員も立候補され、２，４７６票という大変な市民の支持を受け、第２位で当選されました。青木議員の補欠選挙のパンフレットには、「良識を議会に。青木寛の約束」と題して「議会の浄化と政治倫理の確立に努めます」と市民に訴えた当時のパンフレットがここにございます。太田市議会では、家族同伴視察問題で８名の議員が辞職勧告を受ける前に公明クラブ所属の議員は支持者に迷惑はかけられないとして辞職しております。議員として、きちんとした身の処し方だったと私は思います。

私自身もうっかりミスで昨年７月議会運営委員会の議会だより編集を無届け欠席しました。委員より厳しく指摘され、１年間議運委員を外されました。人には厳しく、自分には甘い人格では選良とは言えないのではないでしょうか。規程３条３号には、自らの行動を厳しく律し、議員としてふさわしい品位と識見を養うこととあります。笠原史嗣議員や私が卒業した社団法人藤岡青年会議所の理事長経験者でもある青木議員には、自らを厳しく律し、我々に範を示していただきたく断腸の思いで討論した次第であります。青木議員には、補欠選挙で掲げた公約のとおり初心に返ることを心より期待いたしまして、不信任賛成討論といたします。

議　　長（川野盛幸君）　他に討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議　　長（川野盛幸君）　討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

（「議長」の声あり）

議　　長（川野盛幸君）　佐藤淳君。

８　　番（佐藤　淳君）　ただいま青柳議員より提出されました青木副議長不信任動議の表決の方法につきましては、藤岡市議会会議規則第７１条１項及び第７３条の規定の適用を要求いたします。

（「賛成」の声あり）

議　　長（川野盛幸君）　暫時休憩いたします。

午後３時３８分休憩

――

午後４時３３分再開

議　　長（川野盛幸君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

――

会　議　時　間　の　延　長

議　　長（川野盛幸君）　本日の会議時間は、議事の都合によりあらかじめこれを延長いたします。

――

議　　長（川野盛幸君）　これより青木寛副議長不信任動議を採決いたします。

この採決については、佐藤淳君から要求のあった無記名投票により行うことに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議　　長（川野盛幸君）　起立４名以上でありますので、無記名投票をもって行います。

議場の閉鎖を命じます。

（議場閉鎖）

議　　長（川野盛幸君）　ただいまの出席議員数は２２名であります。

投票用紙を配布いたさせます。

（投票用紙配布）

議　　長（川野盛幸君）　投票用紙の配布漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

議　　長（川野盛幸君）　配布漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

（投票箱点検）

議　　長（川野盛幸君）　異状なしと認めます。念のため申し上げます。本動議を可とする場合は賛成を、否とする場合は反対を記載の上、点呼に応じて順次投票願います。

なお、重ねて申し上げます。投票中賛否を表明しない投票及び賛否の明らかでない投票は、会議規則第７３条第２項の規定により否とみなします。

点呼を命じます。事務局長。

（事務局長氏名点呼、投票）

議　　長（川野盛幸君）　投票漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

議　　長（川野盛幸君）　投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

（議場開鎖）

議　　長（川野盛幸君）　開票を行います。会議規則第３１条第２項の規定により、立会人に１４番青柳正敏君及び１６番新井雅博君を指名いたします。よって、両君の立ち会いを願います。

開票を行いますので、しばらくそのままお待ちください。

（開　　票）

議　　長（川野盛幸君）　投票の結果を報告いたします。

投票総数２２票

これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。

そのうち

賛成　　８票

反対　　１４票

以上のとおり反対が多数であります。よって、本動議は否決されました。

――

議　　長（川野盛幸君）　暫時休憩いたします。

午後４時４８分休憩

――

午後４時５０分再開

議　　長（川野盛幸君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

――

議　　長（川野盛幸君）　青木議員の入場を求めます。

（副議長　青木　寛君入場、自席に着席）

――

第１５　議案第５７号　平成１１年度藤岡市一般会計歳入歳出決算認定について

議案第５８号　平成１１年度藤岡市国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定について

議案第５９号　平成１１年度藤岡市老人保健特別会計歳入歳出決算認定について

議案第６０号　平成１１年度藤岡市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について

議案第６１号　平成１１年度藤岡市烏川橋梁整備特別会計歳入歳出決算認定について

議案第６２号　平成１１年度藤岡市学校給食センター特別会計歳入歳出

決算認定について

議案第６３号　平成１１年度藤岡市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

議案第６４号　平成１１年度藤岡市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

議案第６５号　平成１１年度藤岡市水道事業会計決算認定について

議　　長（川野盛幸君）　日程第１５、議案第５７号平成１１年度藤岡市一般会計歳入歳出決算認定について、議案第５８号平成１１年度藤岡市国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定について、議案第５９号平成１１年度藤岡市老人保健特別会計歳入歳出決算認定について、議案第６０号平成１１年度藤岡市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第６１号平成１１年度藤岡市烏川橋梁整備特別会計歳入歳出決算認定について、議案第６２号平成１１年度藤岡市学校給食センター特別会計歳入歳出決算認定について、議案第６３号平成１１年度藤岡市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第６４号平成１１年度藤岡市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第６５号平成１１年度藤岡市水道事業会計決算認定について、以上９件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。市長の登壇を願います。

（市長　塚本昭次君登壇）

市　　長（塚本昭次君）　ただいま上程されました議案第５７号から第６５号までの平成１１年度藤岡市一般会計歳入歳出決算ほか８特別会計決算につきまして一括ご説明申し上げます。

平成１１年度は、景気はやや改善傾向にあるとしながら、雇用情勢は完全失業率が過去最高を更新するなど厳しさを増しています。国の情勢は依然として不安定であり、地方財政においても地方交付金の低迷、地方債償還による負担など極めて厳しいと言えます。こうした状況の中、地方自治体の財政はまことに厳しいものがあります。本市においても、行政運営の効率化と財政構造の健全化を推進し、経常的経費を含めたあらゆる経費の節減合理化を図ってきたところであります。

このような状況の中で、平成１１年度に計画された諸事業を執行できましたことは、議員皆様の献身的なご協力、ご指導並びに市民各位の皆様方のご理解のたまものと心から感謝を申し上げます。なお、本決算につきましては、６月２６日から８月２１日までの長期間、監査委員の慎重な審査をいただき、議員各位のお手元に配布いたしました意見書の提出を受けたわけであります。長い間にわたりましてのご苦労に対しまして、心から感謝と御礼を申し上げます。

引き続き、各会計の細部につきましては、助役より説明をいたしますので、よろしくお

願い申し上げます。

議　　長（川野盛幸君）　助役。

（助役　柵木　孝君登壇）

助　　役（柵木　孝君）　それでは、各会計ごとに順を追って説明を申し上げます。

まず、議案第５７号平成１１年度藤岡市一般会計歳入歳出決算認定について申し上げます。当初予算額は２０２億６，５００万円で議決をいただきましたが、年度中に９億５，９０３万６，０００円の追加補正をお願いし、繰越明許費２２億４，９５６万９１円を加えて予算現額２３４億７，３５９万６，０９１円を執行いたしました。歳入については、収入済額２３６億６，２３８万５，７６７円で予算現額に対しまして１００．８％、調定額２４７億６，０４３万３，８３７円に対しまして収入率は９５．６％であります。

最初に、歳入の主なものを申し上げます。第１款市税は、前年度に比較して８，４６７万６，３６５円、１．１％、第２款地方譲与税は３．３％の増加であります。第４款地方消費税交付金は５．８％、第５款ゴルフ場利用税交付金１４．８％、第７款自動車取得税交付金１３．５％とそれぞれ減少、第９款地方交付税は１１．９％増加しております。市税においては、収入未済額１０億２，４１８万９，１０２円で、前年度に比較して１８．３％の増加となりました。これにつきましては、その内容を調査し適切な指導をしておりますが、さらに指導を心がけ解消に努力する所存であります。また、市税の不納欠損額は１４５万３，９６７円でありますが、地方税法の規定により措置させていただきました。

次に、歳出について申し上げます。支出済額は２３１億４０５万４，９００円で執行率９８．４％、不用額は２億８，３６２万８，１９１円となりました。この主なものは、第３款民生費の社会福祉費、第５款労働費の労働費、第６款農林水産業費の農業費であります。その他各款における不用額については、一般経常経費で不要、不急のものを極力抑えた結果であります。本決算では、第６款農林水産業費の土地改良事業、上落合土地改良総合整備事業、美土里堰水環境整備事業、林道整備事業で５，４４５万円、第８款土木費の道路新設改良事業、都市計画総務経費、街路総務経費で２，００８万２，０００円、第１１款災害復旧費の公共施設災害復旧事業・農林施設災害復旧事業で１，１３８万１，０００円が年度内に完成できず、翌年度への繰越明許費として繰り越されております。

本決算の主な事業としては、ご配布申し上げました平成１１年度主要施策の成果等に関する説明書をごらんいただければ幸いに存じます。また、歳入歳出差し引き５億５，８３３万８６７円の残額となりましたが、繰越事業財源額３，５４７万５，５２０円を差し引いた実質収支額は５億２，２８５万５，３４７円となりました。このうち２億７，０００万円を地方自治法第２３３条の２の規定により財政調整基金へ編入し、残額２億５，２８５万５，３４７円を翌年度へ繰り越しさせていただきました。

次に、議案第５８号平成１１年度藤岡市国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定について申し上げます。当初予算額は３６億7，３８９万6，０００円でしたが、年度中２億1，６２０万4，０００円の追加補正をお願いし、予算現額３８億9，０１０万円を執行いたしました。歳入については、収入済額４０億6，１７７万4，５５９円となり、予算対比１０４．４％、調定額に対して８８．８％の収入率となりました。収入未済額は５億1，０２７万4，０２０円であります。第１款国民健康保険税については、予算現額１６億7，７２９万7，０００円に対して調定額２２億９５万3，８２５円、収入済額１６億8，９１２万9，６０５円であり、収入率は予算現額に対して１００．７％、調定額に対して７６．７％となりました。不納欠損額１５５万円２００円につきましては、地方税法の規定により措置させていただきました。第２款国庫支出金は前年度より１４．９％増加し、第３款療養給付費交付金は０．３％の減少となりました。

また、歳出については、支出済額３８億7，４３０万１４５円で執行率は９９．６％となりました。不用額は1，５７９万9，８５５円で、主なものは第２款保険給付費のうち療養諸費７５７万7，７７９円であります。その結果として、歳入歳出差し引き１億8，７４７万4，４１４円の残額となりましたので、このうち１億円を地方自治法第２３３条の２の規定により財政調整基金に編入し、残額8，７４７万4，４１４円を翌年度へ繰り越しさせていただきました。今後の国保関係においては、ますます財政の厳しさが予測されますので、この運営についても一層の努力を傾注する所存であります。

次に、議案第５９号平成１１年度藤岡市老人保健特別会計歳入歳出決算認定について申し上げます。当初予算額４６億4，１６２万3，０００円に対し、年度中１億6，０３４万8，０００円の追加補正を行い、予算現額４８億１９７万1，０００円を執行いたしました。歳入については、収入済額４８億２０８万2，９９６円となり、予算対比の収入率は１００％で前年度対比6．８％の増加となりました。これは、医療費の伸びに伴う第１款支払基金交付金等の増加であります。したがって、歳出においても第２款医療諸費において6．２％の伸びを示しております。支出済額は４７億9，６７０万8，０９９円となり、歳入歳出差し引き５３７万4，８９７円の残額となりましたので、翌年度へ繰り越しさせていただきました。

次に、議案第６０号平成１１年度藤岡市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について申し上げます。当初予算額2，６９８万2，０００円に対し、年度中１２万7，０００円の減額補正を行い、予算現額2，６８５万5，０００円を執行いたしました。歳入については、収入済額3，０１８万7，１９７円で予算対比の収入率は１１２．４％となりました。収入未済総額は8，２６８万9，６１９円となっておりますが、これにつきましては適切な指導のもとに、より早期に解消を図りたいと考えております。歳出につ

いては、支出済額２，６８４万９，８０４円で執行率は１００％であります。その結果として、歳入歳出差し引き３３３万７，３９３円の残額となりましたので、翌年度へ繰り越しさせていただきました。

次に、議案第６１号平成１１年度藤岡市烏川橋梁整備特別会計歳入歳出決算認定について申し上げます。当初予算額１７７万１，０００円に対し、年度中８５９万６，０００円の追加補正を行い、予算現額１，０３６万７，０００円を執行いたしました。収入済額１，０３６万４，１９７円、支出済額１，０３６万４，１９７円、歳入歳出差し引き残額０円であります。なお、本特別会計につきましては、平成１２年４月１日廃止となっております。

次に、議案第６２号平成１１年度藤岡市学校給食センター特別会計歳入歳出決算認定について申し上げます。当初予算額５億７，２２０万２，０００円でありましたが、年度中において３７７万７，０００円の減額補正を行い、予算現額５億６，８４２万５，０００円を執行いたしました。歳入については、収入済額５億６，１０６万４，４８６円で予算対比９８．７％であります。歳出については、支出済額５億６，０４５万９，７８６円で、執行率は９８．６％となり、不用額は７９６万５，２１４円となりました。歳入歳出差し引き残額６０万４，７００円となりましたので、翌年度へ繰り越しさせていただきました。

次に、議案第６３号平成１１年度藤岡市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について申し上げます。当初予算額９億８，０４５万２，０００円に対し、年度中２，７７５万７，０００円の減額補正を行い、予算現額９億５，２６９万５，０００円を執行いたしました。歳入については、収入済額９億５，４１５万１，７６８円で予算対比１００．２％であります。収入未済額は１，１３２万９，４４０円となっておりますが、適切な指導のもとに、より早期に解消を図りたいと考えております。歳出については、支出済額９億４，６５９万７，１８０円で執行率は９９．４％であります。その結果として、歳入歳出差し引き残額７５５万４，５８８円となりましたので、翌年度へ繰り越しさせていただきました。

次に、議案第６４号平成１１年度藤岡市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について申し上げます。当初予算額６７０万５，０００円に対し、年度中１４７万８，０００円の追加補正を行い、予算現額８１８万３，０００円を執行いたしました。歳入については、収入済額８３８万９，７３０円であり、収入率は予算現額に対して１０２．５％となりました。歳出については、支出済額６６１万１，８６３円で執行率８０．８％となりました。その結果として、歳入歳出差し引き残額１７７万７，８６７円を翌年度へ繰り越しさせていただきました。

次に、議案第６５号平成１１年度藤岡市水道事業会計決算認定についてご説明申し上げます。初めに、第３条予算の収益的収入及び支出についてご説明申し上げます。第１款の

水道事業収益の予算額は、消費税込みで１３億５，１０２万４，０００円、決算額では１３億６，４８９万８，７７５円でございます。この内訳ですが、消費税抜きで申し上げますと、第１項の営業収益では１２億８，７６６万５３１円、このうち給水収益は１２億１，７４９万９，３０５円で前年度と比べ１．０４％の増加となりました。これは、昨年の７月、８月に使用量が伸びたためでございます。受託工事収益は２，９９５万６，２７３円、加入金は３，８９６万円、その他営業収益は１２４万４，９５３円でございます。次に、第２項の営業外収益及び第３項の特別利益では、受取利息、賃貸料、負担金等で１，３４３万３７５円でございます。次に、支出の第１款水道事業費用の予算額は、消費税込みで１２億８，８１０万３，０００円、決算額は１１億８，６６８万２，７９７円でございます。その主なものは、消費税抜きで申し上げますと、人件費の１億６，５８７万２，０２５円、動力費５，８３５万４，８８８円、減価償却費の２億６，５６３万７，６４３円、企業債の利息３億８，１０３万４３円でございます。

次に、第４条予算の資本的収入及び支出についてご説明申し上げます。まず、第１款の資本的収入の予算額は、消費税込みで４億２，６２７万８，０００円で、決算額は４億１，２８４万７，０００円でございます。この内訳は、第１項の老朽管布設替え及び八ッ場ダム建設費出資金２，９７５万９，０００円、第２項の地方公営企業法第１７条の２の規定による一般会計負担金５０４万円と工事負担金１億１，４６０万６，０００円、第３項の繰り越しによる石綿セメント管更新事業等国庫補助金２，１６８万３，０００円と八ッ場ダム建設補助金２，７７５万９，０００円、第４項の企業債は繰り越しによる老朽管更新事業企業債２,４００万円及び中央浄水場監視用電算機システム他更新事業企業債１億９，０００万円でございます。

次に、支出の第１款、資本的支出の予算額は、消費税込みで９億２，２４６万９，０００円、決算額では８億６，３２０万６，１７９円でございます。この内訳ですが、消費税込みで申し上げますと、第１項の建設改良費で６億４，３９５万８，８３５円、第２項の企業債償還金で２億１，９２４万７，３４４円でございます。翌年度繰越額は、平成１１年度内に工事完了できなかったため、地方公営企業法第２６条の規定により、翌年度に繰り越して使用することになった配水管布設工事費１，１６２万３，５００円と配水管布設替え工事費２５７万２，５００円でございます。資本的収入が資本的支出に不足する額４億５，０３５万９，１７９円は、過年度分損益勘定留保資金１億８，９０７万３，５８３円、当年度分消費税資本的収支調整額２，２０３万８，２５２円、繰越利益剰余金処分額２，０００万円、減債積立金２億１，９２４万７，３４４円で補填いたしました。

次に、平成１１年度藤岡市水道事業会計損益計算書についてご説明申し上げます。この計算書は、平成１１年度１年間に発生した収益から費用を差し引きし、その期間の経営成

績を明らかにしたものです。平成１１年度においては、１億５，６１６万９，６８０円の黒字決算となりました。これは、経費節減などの不断の努力により支出を抑制したことが黒字に結びついたものと考えられます。したがいまして、前年度繰越利益剰余金２億９，５６４万４，６５９円を加えると、当年度未処分利益剰余金は４億５，１８１万４，３３９円となりました。

次に、平成１１年度藤岡市水道事業剰余金計算書についてご説明申し上げます。この計算書は、平成１１年度１年間の剰余金の増減を示したものでございます。積立金の年度末の残高は、減債積立金が５，３２４万１，７１５円、利益積立金、建設改良積立金はゼロでございます。繰越利益剰余金２億９，５６４万４，６５９円に当年度純利益１億５，６１６万９，６８０円を加えると、４億５，１８１万４，３３９円が当年度未処分利益剰余金となります。

続いて、資本剰余金でございますが、受贈財産評価額５６０万円、工事負担金１億１，４６０万６，０００円、国庫補助金４，９４４万２，０００円、一般会計負担金が５０４万円それぞれ増加となりました。

次に、平成１１年度藤岡市水道事業剰余金処分計算書（案）についてご説明申し上げます。これは、地方公営企業法第３２条第１項に規定する剰余金の処分で、当年度未処分利益剰余金４億５，１８１万４，３３９円を次のように処分いたしたいと思います。５，０００万円減債積立金として積み立て、４億１８１万４，３３９円を利益剰余金として翌年度へ繰り越すものでございます。

次に、平成１１年度藤岡市水道事業会計貸借対照表についてご説明申し上げます。この貸借対照表は、平成１２年３月３１日現在における財政状態を示した報告書でございます。固定資産及び企業債の明細については、１５ページから１６ページにそれぞれ記載してありますので、参照していただきたいと思います。

以上、まことに簡単でありますが、平成１１年度藤岡市水道事業会計決算認定についての説明といたします。慎重にご審議いただきまして、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

以上をもちまして、まことに簡単ではありますが、平成１１年度藤岡市一般会計並びに特別会計の歳入歳出決算の説明とさせていただきます。慎重なご審議をいただきますようお願い申し上げます。終わります。

議　　長（川野盛幸君）　提案理由の説明が終わりました。

次に、監査委員より監査結果の報告を求めます。監査委員田島藤美雄君の登壇を願います。

（監査委員　田島藤美雄君登壇）

監査委員（田島藤美雄君）　ご指名がございましたので、たただいま議題となっております平成１１年度藤岡市一般会計外７特別会計及び水道事業会計の決算審査結果についてご報告申し上げます。

一般会計外７特別会計につきましては、地方自治法第２３３条第２項並びに同法第２４１条第５項の規定に基づき市長より審査に付されました各会計の歳入歳出決算書及び地方自治法施行令第１６６条第２項の定める歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書等が法令に準拠し、定められた様式に基づいて作成されているかを確認するとともに、収入役及び関係部課の所管する諸帳簿と照合、計数確認を行ったほか、本年５月３１日現在の指定金融機関からの各会計の残高とつけ合わせを行い、確認いたしました。

次に、水道事業会計につきましては、地方公営企業法第３０条第２項に基づき市長より審査に付されました決算書及び地方公営企業法施行令第２３条の定める収益費用明細書、固定資産明細書及び企業債明細書等が法令に準拠し、定められた様式に基づいて作成されているかを確認するとともに、水道部の所管する諸帳簿と照合、計数確認を行ったほか、本年３月３１日現在の水道事業出納取り扱い金融機関からの残高とつけ合わせを行い、確認をいたしました。

次に、予算の執行が法令並びに議決の趣旨に沿って適正かつ効率的に執行されたか、またこれらの予算執行に当たり事務処理が財務諸規定に基づき処理されているか、基金の運用状況について計数は正確かつ適正であったか、企業経営の基本原則に沿い企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するよう運営されているかを主眼において、一般会計外７特別会計は平成１２年６月２６日から８月２１日までの期間、水道事業会計は平成１２年６月１９日から７月１０日までの期間審査を行ったものでございます。

審査の結果についてご報告をいたします。一般会計外７特別会計では、各会計の歳入歳出決算、決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書は、いずれも関係法令に基づき作成されており、その計数は正確でありました。各基金の運用状況につきましても、調書の計数は正確であり、運用もおおむね良好であったことを認めました。

水道事業会計では、決算書及び決算付属書類は関係法令に基づき作成されており、その計数は正確でありました。予算の執行状況につきましては、限られた予算で議決の趣旨に沿い、おおむね良好であったことを認めました。決算状況につきましては、市長宛に提出いたしました意見書に述べてありますので、ごらんいただきたいと存じます。

以上、まことに簡単でありますが、平成１１年度藤岡市歳入歳出決算、一般会計外７特別会計及び藤岡市水道事業会計に対する決算審査の報告とさせていただきます。

議　　長（川野盛幸君）　監査委員の報告が終わりました。

これより議案第５７号から議案第６５号までの総括質疑に入ります。ご質疑を願います。

（「なし」の声あり）

議　　長（川野盛幸君）　お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議　　長（川野盛幸君）　ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議案第５７号から議案第６５号までの９件については、議員全員の構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上審査することにいたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議　　長（川野盛幸君）　ご異議なしと認めます。よって、議案第５７号から議案第６５号までの９件については、議員全員の構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上審査することに決しました。

ただいま設置されました決算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第８条第１項の規定により議員全員を指名いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議　　長（川野盛幸君）　ご異議なしと認めます。よって、議員全員を決算特別委員に選任することに決しました。

――

休　会　の　件

議　　長（川野盛幸君）　お諮りいたします。議事の都合により９月８日から９月１８日までと、９月２１日の１２日間休会いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議　　長（川野盛幸君）　ご異議なしと認めます。よって、９月８日から９月１８日までと、９月２１日の１２日間休会することに決しました。

――

散　　会

議　　長（川野盛幸君）　以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

午後５時２３分散会